

志摩市立小中学校タブレット端末環境構築業務委託及び
志摩市立小中学校タブレット端末ソフトウェア更新・運用保守業務委託
に係る公募型プロポーザル方式実施要領

令和 7 年 5 月 28 日

(目的)

第 1 条 この要領は、志摩市が発注する志摩市立小中学校タブレット端末環境構築業務委託及び志摩市立小中学校タブレット端末ソフトウェア更新・運用保守業務委託（以下、「本業務」という。）について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき随意契約を締結するため、本業務に関し提案を求め、最も優れた者と委託契約を締結することを目的とし、公募型プロポーザル方式の実施について必要となる事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、公募型プロポーザル方式とは、本業務の概要、参加資格等を公表して参加者を募り、申込者の参加資格を確認し、本業務についての発想、課題解決方法、取組み体制等に関する技術提案書等の提出を求め、提案者の創造性、技術力、経験等を総合的に審査し、本業務の内容に最も適した契約交渉相手方を決定する方式をいう。

(手続き開始の公告)

第 3 条 市長は、本業務の公募型プロポーザル方式参加者を募集する場合には、次の事項を公告するものとする。

(1) 公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）

(2) その他必要と認める事項

2 前項の公告は、次によるものとする。

(1) 志摩市ホームページ

(2) 志摩市教育委員会事務局 総合教育センター窓口での閲覧

(募集要項)

第 4 条 前条第 1 項第 1 号に規定する募集要項は、次に掲げる事項を記載するものとする。

	項目	主な内容
1	業務の概要	業務名、業務の目的、業務内容、履行期限など
2	見積限度額	見積限度額
3	実施型式	公募型
4	参加資格	必要な参加資格

5	参加申請	参加申請書類の提出方法、提出先及び提出期限
6	日程	公告から契約締結までのスケジュール
7	提案書作成方法	提案書の提出方法、提出先、提出期限及び注意事項等
8	審査方法	審査の項目・配点、審査型式（ヒアリング、プレゼンテーション等）、開催日時及び場所等
9	審査結果	通知方法、通知時期等
10	提出書類の取扱い	開示や提案内容の取扱い等
11	審査結果の公表及び情報公開	審査結果の公表方法及び情報公開での取扱い等
12	問合せ先	担当部署名及び連絡先
13	その他	必要経費の負担、辞退の取扱い及び失格事項等

（参加資格要件）

第 5 条 本業務のプロポーザルに参加する者は、募集要項公告日から本業務委託契約締結日までの間、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 令和 7 年 5 月 1 日の時点で、志摩市競争入札資格者名簿において、募集要項で示した部門に登録されていること。
- (3) 志摩市建設工事等指名停止措置要綱（平成 20 年志摩市告示第 34 号。以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく指名停止措置期間中でないこと。
- (4) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものでないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (6) その他募集要項に定める参加資格要件を満たしていること。

（失格基準）

第 6 条 次の事項のいずれかに該当した場合は、その者の本業務への参加資格を満たさなかったものとみなし、失格とする。

- (1) 募集要項に定められた参加資格要件を満たさないとき。
- (2) 募集要項に定められた提出方法によらず、関係書類が提出されたとき。
- (3) 募集要項に定められた提出期限までに、関係書類が提出されなかったとき。
- (4) 募集要項により提出を求められた諸様式について、記載すべき事項が記載されてい

いとき。

- (5) 参考見積書の金額が募集要項に定められた見積限度額を超過しているとき。
- (6) 提出を求められた諸様式について、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (7) 本業務のプロポーザル手続きにおいて、不正行為が行われたことが判明したとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、本要領、募集要項に違反する等、本業務の実施にふさわしくない行為が行われたとき。

(参加申込書等の提出)

第 7 条 本業務のプロポーザルに参加しようとする者は、参加申込書(様式第 1 号)、その他募集要項に定められた必要書類を提出するものとする。

2 参加申込書の提出方法、提出場所及び提出期間は募集要項に定めるとおりとする。

(参加辞退)

第 8 条 前条により本業務の参加申込みを行った者は、随意契約の相手方が決定するまでは、いつでも参加を辞退することができ、この場合には、辞退届(様式第 11 号)を提出するものとする。なお、辞退した者については、これを理由として以後の入札参加資格等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(書類審査)

第 9 条 第 7 条の規定による参加申込書等の提出があったときは、当該書類を提出した者の参加資格を審査し、その結果を、書類審査による選定通知書(様式第 6 号)又は書類審査による非選定通知書(様式第 7 号)により通知するものとする。

2 前項の規定による審査の結果、参加資格を有するものと認められなかった者は、通知の日の翌日から起算して 5 日(志摩市の休日を定める条例(平成 16 年志摩市条例第 2 号)第 1 条第 1 項各号に定める休日(以下、「市の休日」という。)を含まない。)以内に、書面により、その理由について説明を求めることができる。

3 市は、前項の規定による説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の最終日の翌日から起算して 5 日(市の休日を含まない。)以内に、書面により回答しなければならない。

(提案書等の提出)

第 10 条 本業務のプロポーザルに参加しようとする者は、募集要項に定める期限までに、次に掲げる資料を提出するものとする。

- (1) 企画提案書
- (2) 業務実施体制
- (3) 実施スケジュール
- (4) 参考見積書

2 前項の規定により提出する資料の必要部数、規格、提出方法、提出先及び受付期間は募集要項に定めるところによる。

(受託候補者の決定)

第 11 条 志摩市立小中学校タブレット端末環境構築業務委託及び志摩市立小中学校タブレット端末ソフトウェア更新・運用保守業務委託プロポーザル方式選定委員会(以下、「選定委員会」という。)は、別に定める審査要項に基づき、提案書等についてヒアリ

ング等の審査を行い、審査基準に基づき点数化して評価し、順位が最上位の者を本業務の受託候補者として、随意契約の交渉相手方に決定するものとする。

- 2 選定委員会は、審査が完了した場合は、その結果を指定した期日までに提案者全員にプロポーザル審査結果通知書（様式第 10 号）により通知するものとする。
- 3 前項により受託候補者とならなかった者は、通知の日の翌日から起算して 5 日（市の休日を含まない。）以内に、書面により、その理由について説明を求めることができる。
- 4 受託候補者とならなかった理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の最終日の翌日から起算して 5 日（市の休日を含まない。）以内に、書面により回答しなければならない。

（審査結果の公表）

第 12 条 市長は、第 11 条による審査結果について、次に掲げる内容を速やかに志摩市ホームページにて公表するものとする。

- (1) 受託候補者の商号又は名称
- (2) 受託候補者の総得点

（随意契約の締結）

第 13 条 第 11 条第 1 項により決定された受託候補者と本業務の仕様等について協議し、随意契約を締結するものとする。

- 2 第 11 条第 1 項により決定された受託候補者について、辞退、失格その他の理由により本業務の随意契約を締結することができなくなったときは、次点者に対し、本業務の仕様等について協議し、随意契約を締結するものとする。ただし、次点者が審査要項に定める得点要件を満たさない場合を除くものとする。
- 3 前項の規定は、次点者が、辞退、失格その他の理由により本業務の随意契約を締結することができなくなった場合における当該者の次点者以降の者について準用する。

（留意事項）

第 14 条 本業務のプロポーザル実施にあたっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 参加申込、提出書類の作成・提出、ヒアリング等への参加等に関する一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 本業務のプロポーザル実施にあたり、不正行為を行なった者又は提出を求められた諸様式に虚偽の記載を行なった者は、指名停止措置要綱に基づき、指名停止を行う場合がある。
- (3) 提出期限以降における提出書類の再提出や差替え等は原則として認めない。ただし、提案書の内容を確認するため、追加資料を求めた場合はこの限りでない。
- (4) 提出書類については、返却しない。
- (5) 提出書類については、本業務の審査以外の目的には使用しない。
- (6) 提出書類については、非公表とする。

（その他）

第 15 条 本要領に定めのない事項については、委員会等において別途協議し決定するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和 7 年 5 月 28 日から施行する。
(失効)
- 2 この要領は、本業務に係る契約を締結した日にその効力を失う。
(経過措置)
- 3 前項の規定による廃止前の第 14 条第 2 号及び第 4 号から第 6 号までの規定は、前項の規定によるこの要領の廃止後も、なおその効力を有する。